

第867回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年10月5日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（ 16名）

2番	山口 一晴	3番	濱田 頼之	4番	山本 欣史
5番	岩本 誠司	6番	井垣 水里	7番	澤田 誠規
8番	西山 成彦	9番	小島 久司	10番	寺田 巧

1番	松本 功	2番	保田 稔	3番	川島 照久
4番	堀内 愛貴	5番	赤星 文香	6番	山本 大
7番	浦田 久永				

4. 欠席者（ 2名）

1番	稲田 義敬	11番	羽賀 大透
----	-------	-----	-------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第3号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長 10月になりました。だいぶ心地良い日にちがずっと続くような感じ
ありますので、今ぞとばかりに農作業の方、特に稲刈りを迎えていると思
いますので頑張ってください。今日も終わったらまた稲刈りに帰りたい人
もおるみたいですので、みなさんの協力のもとスムーズに会を進めたいと
思いますのでよろしくお願いします。

○議 長 これより、第867回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。10番 寺田 巧 委員、
2番 山口 一晴 委員にお願いします。
(なお、1番 稲田 義敬 委員、11番 羽賀 大透 委員より宿
毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明の前に何かあるがかね。

○事務局長 事務局です。この後審議をよろしくお願いします。その前にごめんなさ
い。今日、事前に配布しておりました議案書の内容に一部ちょっと間違い
がございましたので、この場を借りて訂正とお詫びをさせていただきたい
と思います。

内容はですね。議案書の、気づいた方もいらっしゃるかもしれませんが、
4ページ。議案番号ですね。私、第4号と打ってますけど、これ今日は4
つネタはありません。3つしかありませんので正しくは議案第2号が正解
です。農用地の内容については今日利用権設定が出されておりますので、
後ほど事務局から説明いたします。4ページの内容の左上、議案番号は4
号ではなく2号が正しいものです。お詫びして訂正いたします。申し訳あ
りませんでした。

それから後は、本日皆さまにお配りしております資料が2つありまし
たので、その確認をいたしたいと思います。ホッチキス止めが2つありまし
た。1つは本日この後議案第2号で審査予定の農用地利用集積の関係で農
業公社から送られていた資料一部欠落しておりました。その分を今日配布
しております。説明につきましては後ほど事務局から行いますので、また
合わせてご確認願います。

もう一つは顛末書という内容のものが出ております。そちらにつきまし
ては本日協議事項において審査予定の非農地証明願、受付番号15番。議
案書は9ページになりますが、こちらの証明願について添付されておる内
容を議案の事前送付時に間に合いませんでした。修正等ありましたので、
本日の配布となっております。予めご了承ください。なお内容につきまし

ては協議事項のところにおいて事務局から説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

最後に今日の流れですが、議案審査の後協議事項で非農地の説明をした後で、こちら本日事前に配布させていただいておりました、宿毛（宿毛市）農業振興地域整備計画書（案）について、この度宿毛市から、産業振興課の方から農業委員会に対しまして、この内容は5年に一度改めるようになっておりました、この度更新する内容になっておりますが、こちらの内容につきまして担当課であります産業振興課、濱田係長より後ほど簡単に概要説明を行う予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、冒頭すみません。事務局からでした。それでは審議の方よろしくお願ひいたします。

○事務局員

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。

受付番号13番。場所は2ページに位置図をつけております。

平田町戸内。平田保育園近く、譲受人宅の隣にある農地の1筆です。

売買で取得後はそばやもち麦、季節野菜を耕作するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた四万十市の曾根行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されております。

なお、譲受人は農地を保有していますが、100㎡で、今回所有権移転する農地の面積も216㎡、30a（3反）以下ですが、令和5年4月1日より農地法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、申し添えます。

その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号14番。場所は3ページに位置図をつけております。

駅東町一丁目。ディスカウントドラッグコスモス宿毛店付近にある農地の1筆です。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、面積が狭く申請地のみで耕作するのが困難なことや市外に住んでいるため管理も困難なことから隣接地の所有者である譲受人に贈与することになりました。

取得後は季節野菜を耕作するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号13番について、平田地区担当の自分の方から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに13番朗読】

月初めに僕と平田の女性2人と3人で現地を確認しました。この案件については前々から、●●さん（譲受人）と●●さん（譲渡人）から3年3作、下限面積の関係で何とかならんろうかと相談を受けておりまして、今回法改正で売買できるようになったということで、さっそくやらせてもらいますということで、今回の申請になりました。どうぞよろしく申し上げますということです。以上です。

○議長 長 続きまして、受付番号14番について、駅東町地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに14番朗読】

●●さん（譲渡人）の方が相続で所有したものの、もうこちらには帰ってくるつもりもないので、誰かいい人がいないかと調べてもらったところ、実家近くの●●さん（譲受人）が隣で作っているということで、●●さん（譲受人）の方に譲るという話になったそうです。よろしく申し上げますということです。以上です。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
受付番号26番から34番。9件につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第2号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど6ページにあります議案第3号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

いずれも新規設定です。また設定期間は10年、利用権の種類は使用貸借で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は山奈町山田（6筆）と山奈町芳奈（5筆）になります。8名（うち1名は相続人）の所有者から合わせて11筆、約2ha（20,423㎡）の設定になります。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました、受付番号26番から34番の9件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申請は以上となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番26番から31番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いいたします。

○西山委員 【議案書をもとに26番から31番朗読】

一昨日電話をしまして確認をいたしましたところ、引き続きよろしくお
願いしますということでございますので、どうぞよろしくお願いいたしま
す。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号32番から34番について、芳奈地区担当の澤田
委員より説明をお願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに32番から34番朗読】

●●さんについては、先日から何回も連絡して、旅行に出ているという
ことで、電話でようやく確認が取れまして、よろしくお願ひしますという
ことです。〇〇さんについては前からよろしくお願ひしますということで
確認はとれております。農業公社については担当の●●さんが出張みたい
で連絡取れていない。事務員さんにはよろしくということをお聞ひして
おります。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」9件の報告があり、
審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と
認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」9件は、市に通知するこ
とに決しました。

(産業振興課 濱田係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第3号「農地利用配分計画案の意見聴取について」を
議題といたします。

○議 長 担当課 産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

産業振興課 濱田です。よろしくお願いします。

農用地利用配分計画について説明させていただきます。本日は3件ありますので、よろしくお願いいたします。

議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」であります、まず1件目となります、6ページをご覧ください。議案第2号で承認いただきました農用地集積計画について、高知県農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画となっております。「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体のなかで、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●氏が適当であるとして、配分計画を作成しております。

続きまして、2件目となります、7ページをご覧ください。同じく議案第2号で承認いただきました農用地集積計画について、高知県農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画となっております。「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体のなかで、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●氏が適当であるとして、配分計画を作成しております。

3件目となります、8ページをご覧ください。同じく議案第2号で承認いただきました農用地集積計画について、高知県農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画となっております。「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体のなかで、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●氏が適当であるとして、配分計画を作成しております。

以上、農用地利用配分計画の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 それでは、これより採決をいたします。
議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」3件は、市に答申することに決しました。濱田係長、ありがとうございました。

(産業振興課 濱田係長 退室)

(協議事項)

○議長 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
今回は2件申請が出ております。順番にご説明いたします。
受付番号14番。申請場所 所在地は大字平田町戸内 徳師地区。10ページに位置図をつけております。登記地目 畑1筆です。

申請地は平成2年頃作業場を建築し、現在に至っております。現況は宅地となっております。なおこちらの申請地と隣接する土地が所有者、登記に誤りがあったみたいで、入れ替わっておって長年そのままになっておりましたが、この度登記を改めるために内容確認しておったところ、このような状況が確認できたため非農地証明願を出して地目変更を行い、そのうちに所有権を新しいものに入れ替えるというふうにお伺いしております。

続きまして、受付番号15番。申請場所 所在地は大字宿毛。11ページに位置図をつけております。登記地目 いずれも田4筆です。

申請地は、国道56号線宿毛バイパス沿い。ローソン宿毛バイパス店の向かいの角になります。20年以上前から田として利用しておらず、現在に至っております。所有者の方2名につきましては現在県外に居住しており、こちらに帰ってくる予定もなく、現地の方で開業医として経営されているそうです。なお本件は事務委任を受けました、四万十市の坂本行政書士から提出されておることを申し添えます。

そして改めて今日冒頭お伝えしました、本日配布した資料、顛末書の内容について、ここで簡単に確認しておきたいと思います。こちら4筆の内容につきまして非農地になった経緯について書かれております。内容につ

いては農地法のルールを正確に把握していなかったためにですね、誤って手続きもなく盛土をした経過がありました。そしてここ普段から通っている方も多々いらっしゃるかと思いますが。以前15年程前に風車、風力発電の羽を運ぶため、当該土地を利用する際に一度整地した経過があるということです。今でしたらちょっとあり得ないと思うのですが、当時はこの際に申請、一時転用の申請は出されていないということは確認できております。最後に今後このような事がないように注意し関係法令を遵守いたしますので、今回の非農地証明願についてご審議のほどよろしくお願ひしますと添えられております。

あと補足ですが、この裏側と2ページ目に資料があります。今後この非農地証明が出された土地がどのようになるかについてですけど、実は愛南町の方でまた風力発電の計画があるということで、宿毛湾港に陸揚げされた風車の羽が県道通過すると。片中前から駅前を通り、このバイパスにさしかかる際にまえないので、ここの平面図にある部分につきまして、非農地証明が出された後、実は平面図の中央部分にちょっと小さくて字が見にくいですが、緑色の文字で農地転用必要幅と書かれたところがあります。本来でしたら事務委任を受けた坂本先生から本申請と一緒にこちらの一時転用の申請を提出する予定だったんですが、ちょっと締切等の関係で間に合わなくて、来月の11月の定例会においてこちらの部分、一時転用の申請が提出される予定となっております。また担当委員さんにはご面倒をかけますが、よろしくお願ひいたします。

なお補足ですが、一時転用、こちらの宿毛バイパスの部分と後、あの小深浦のファミリーマート、コンビニがありますが、以前コンビニがない時にはこの角を一時転用した経過があったんですけど、今回はコンビニがありますのでコンビニの駐車場の裏側（南側）に仮設道路をつけるということで、こちらにつきましても来月の定例会において一時転用の申請を提出する運びとなっておりますので、参考までに申し上げます。

以上、今回2件となっております。農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 続きます、受付番号14番について、平田地区担当の自分の方から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに番号14番朗読】

現地の方はこれも月初めに平田地区担当の3人で現地確認しております。●●さん（申請者）には電話で確認しております。どうかよろしくお願ひしますということで。現場を確認したけど、作業場ができており畑には戻

らないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 長 続きまして、受付番号15番について、街区地区担当の松本委員より説明をお願いします。

○松本委員 【議案書をもとに番号15番朗読】

9月26日に稲田委員と現地を確認しました。現地はくすば等いろいろ覆われておりまして、これでは重機等入れんと田にはならないと協議しました。ひょっとしてこれ、まあだいぶ前から宅地になっておったと思ひまして事務局に電話して確認したような次第。本人確認は●●不動産の奥さんが管理しているということで、事務所の方に電話したところ〇〇不動産と共同で管理しよるとということで、申請理由に間違いはないということでよろしく申し上げますとのことで、よろしく申し上げます。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○川島委員 かまんかね。平田の分よね。平田の分については一級農地やない。

○岩本委員 一級農地やない。はい。

○川島委員 それでみれば、まあ。今これから先。まあ皆さんも、農業委員してもらいよと思うけど。知らんつくに埋めちよったとか親父が埋めちよった言うち色んなものが出てくると思うがよ。それを知ららったですみやあ。どこでもまあ埋めちよったち、ちゃんとおら知ららってねということで。例えば、区画整備でした所でも隅の方一部をね。やったりすることが多々あると思うがよ。二ノ宮でもある所があるがやけどよ。家建ったちええが早めに作れよ。畑に作らしよる所もあるが。んでこれから先へよ、まあその一級農地やないがやったらええけど、その一級農地で知らんづく埋めたという所を元に戻さすか、それができんと言うたらしょうがないね、にするかしかないがよね、もうこれ。それをほんやけん皆で決定してもらいたいね。次からいろんな所から出てくると思うがよこれが。ましてや風力のプロペラなんか50mばああるけんね。あそこは、今のファミリーマートの所はもう最初から除けるといふことで最初から埋めちよったけどよ。あんなに後きれいにしてくればええけど。我々も楽なけどよ。おまえらええ言うたけん言うていながらほたくって、くすばかざらやら山になっち、土

地やら田んぼやら何やら、町の中やんね、ああいうとこ。これから人が減って、農業とかに携わっていく人が減っていく中でよ、これ大変なことになると思うがよ。やけん、皆で検討してよ。除けらすもんか、こりゃ直らんとて言うたらしょうがないねにするかよ、もう皆に相談して聞いてもらいたい。簡単にいかんでこりゃ。絶対これ出ると思うでまだ。以上です。

- 岩本委員 除けるが。それとも置いたままになるが。
- 事務局長 事務局です。あの一級、第一種農地については原則転用できないというていでいってますし。
- 川島委員 あそこは違うわね。
- 事務局長 そうなんですよね。外れてますのでね。駅からとか公共の部分とか色々ありますのでね。実はここ市役所も公共施設ということで、今までここはそんなものなくて普通の山でしたので、山ですけど周りにはたくさん農地ありますよね。ここにこういうものが出来て格が変わってですね。とか極端な話をしたら去年、一昨年でしたか、平田インター近くに太陽光設置した経過があったと思うんですけども、あれについてもほんと平田インターが出来るまではそういうこともなかったということです。農地区分が一つ変わったり。
- 川島委員 まあ、太陽光の話が出たけんどよ。一本松のよ、ホンダの向こうの山の所よ。あれが出来てからすごい愛媛が厳しなったがよ。やっぱり自分らが見てもやっぱりね、きれいにしてくれれば、下をきれいな田にしてくれたら気持ちええけどよ。あれら単純にね、本当に。人里離れた所ならええけんどよ。楠山とかあっちの方とかやったらかまん、まあかまん言うたら不都合になるけどよ。
- 岩本委員 不都合言いよるやん。
- 川島委員 人家前ではきれいに管理すりゃええけどよ。あれを片島クリエーションがやっちょうみたいに、何億もかけて全部シート敷いてその上にバラスを厚く敷いてよ。もう全然草の一つも生えんようにしちょうけどね。あんなにすりゃかまんけどよ。畑にむいていながら上にして、草もセイタカアワダチソウ生え放題のことじゃ、ちょっと人家前、町の近くではやってもらいたくないわね。これから自分らも考えていかないかん。

- 事務局長 案件出るたびにですね。
- 川島委員 できれば宿毛市のあれで、こっからここまでの範囲はよ、太陽光のあれは遠慮してください、みたいなよ。あれがあれば、こっから外れちょうけんかまんろうかね、これはいかんね入ちょうけんみたいな、そういうあれもこれからはちょっとずつ考えていかな。そういうあれに携わる人が太陽光の方には増えて、今度農業に携わる人が少なくなるけんね。そのあたりはもうかなり狂ってくると思うけんね。今の状況からしてね。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。ほかに何か意見はございませんか。
- 寺田委員 ちょっと、一種農地のとり方というか。あの圃場整備でやちょうその地区内、地区外の人との線引きがあつて、その中には規格通り三反切れ出来る所といびつな形状しか残らん所が絶対出来てくるがですよ。その中でそれをすべて一種農地と一緒にすると考えるかどうかというところが、わしわからんがやけど。
- 川島委員 お金使つて、国のお金を使った所すべて一級農地になる。やけん例え小さい田んぼであろうとも。整備した所は国のお金を使うちょうけん。二ノ宮でも勾配の所があるがやけど、国のお金を使うちょうたら融通が利かんもん。
- 寺田委員 一種、一種言うて、結局その形状が悪い色んな所、地区内、地区外存在するがやけど、ひとくくり一種農地と考えるかどうか。今言われた通り、そのお前らお金を使うてんやけんと言われたら、何と言うこともない。
- 事務局長 事務局です。時々そういうご質問をいただくんですけど、基本的には農地区分の判定は本課の方で行っておりまして。内容については基本的な捉えとしては、今先程から述べられている、その区画整備されている土地、それが大前提ですよ。それから積み上げていって、面で見ると川とか大きな川とか大きな道路とか段差がある所とか、それを分断要件と呼んでいるんですけど、そういう分かれる所がない限り、面で見ているので。それとまあ面積の方としては一つの基準が10ha以上あるかないかで、一種としてみるかどうか分かります。9haだと一種にならない。
- 澤田委員 中山間だと5ha。
- 議長 どうしましょう。他に何かなければ。

- 川島委員 さっきの結果よ。
- 議 長 なければ15番の案件。どうでしょうか。非農地証明出しますか。
- 川島委員 これ、あれやろ。何言うたかね。顛末書があるろ。
- 議 長 顛末書があるので、かまいませんか。
- 川島委員 しょうないろ。区画整備しちょう所やないしよ。前に田んぼでも作っちゃう人やったらねえ、あれやけど。
- 議 長 どうでしょう。そしたらこの2件、採決に入ってよろしいでしょうか。
- (「はい」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

(報告事項)

- 議 長 事務局より報告事項があります。
- 事務局員 次回会議の日程についてお知らせします。次回は11月2日(木)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は10月6日(金)で、議案送付は10月26日(木)の予定です。
- 事務局長 本日も議案審議、現地確認・調査報告等ありがとうございました。
日程の方は内容変更したんですが、冒頭でもお伝えした通りちょっとお時間をいただいて。資料の方はお手元に配布しております「宿毛市農業振興地域整備計画(案)」を提示お願いしたいと思います。それでは担当課から説明がありますのでよろしく願いいたします。
濱田係長お願いいたします。

○産業振興課 濱田係長

資料として配布させていただいております、宿毛（宿毛市）農業振興地域整備計画書（案）について、説明させていただきます。

こちら、宿毛（宿毛市）農業振興地域整備計画の見直しに関する概要といたしまして、本整備計画の全体見直しは5年から10年程度を目安に、農用地区域の設定（編入・除外等）を含め、計画全体の見直しを行っていくものであります。

国の農用地等の確保等に関する基本指針が令和2年に、高知県農業振興地域整備基本方針が令和4年に見直され、それに伴う整備計画書記載の文書等につきまして、県の基本方針との整合性や、直近統計資料等に基づく数値の見直し、これまでのすう勢等を考慮した各種目標値の再設定を行い、現行の農業施策に合致した計画へ変更するものとなっております。

簡単ではありますが、宿毛（宿毛市）農業振興地域整備計画（案）、全体見直しについての説明になります。よろしくお願いたします。

○義 長 今、担当課より説明がありましたが、配布資料を見て何か聞きたいこと、質問があれば。

○事務局長 今回は事前に議案と一緒に送付させていただいて、なかなか内容全てに目を通すことは難しかったかもしれません。また、初めての委員さんもいらっしゃるので用語等説明のわかる資料をと思ひましてこちらの方からは、整備計画（案）に加えて意味を示した資料を添付させていただきました。農業振興地域計画とは何ぞや農用地区域とは何か、農振農用地はどういう意味か。そういうものがわかる資料を一緒に付けさせていただきました。この今述べたキーワードにつきましては農業委員会として必ず出てくるキーワードとなっております。先程どなたかの委員さんが太陽光の部分で、こういう出来る所、出来ない所みたいなエリアの話があったと思うんですが、一定定めております整備計画や農振農用地のエリア、こちらをもって事務局としてはですね、太陽光の設置は、太陽光が全て悪いようなイメージではないんですが、乱開発等についてはですね、一定の線引き、それから宿毛市では太陽光設置に伴う部分で条例も整備されておりますので、そういう部分を含めて適切な対応ができるように処置をとっておるものと認識しております。

繰り返しになりますが、今回整備計画が5年に1度見直しされたということですので。また細かい部分についてはですね、この資料の一番後ろに、宿毛1から山奈2まであります。本来ならこの後ろに地番を載せた資料があるんですけど、これ載せたら大量な資料になるので、省略させていただきます。

きました。和田でしたら宿毛1というところの1ページから7ページに農用地地番が載っていると読み替えていただけたらと思っております。なかなか日本日ここで質問をと言ってもあれですので、また再度ですね、今日説明を聞いてお持ち帰りいただいて、週明け、遅くても来週末までに、分からないこと気になることがありましたら事務局又は産業振興課までお問い合わせいただいたら結構ですので。ということで今日はここで対応させていただけたらと思います。

○議 長 ということです、何か言いたいことがありましたら、来週末までにどちらでもかまん。

○事務局長 どちらでも。

○議 長 農業委員会でも構いませんのでご連絡、電話もらえれば対応するということですので、よろしく申し上げます。以上です。

○事務局長 ありがとうございます。

○議 長 どうでしょう。ほかに何かありませんか。なければ終わりたいと思いますが。

(「なし」との声あり)

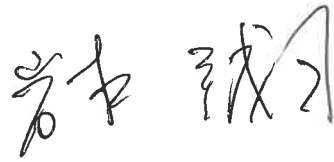
議長

それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第867回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

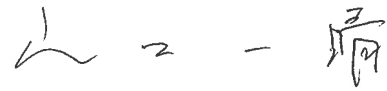
午後2時30分閉会

令和5年10月5日

会長



農業委員



農業委員

